

# 環境施設長期包括運営委託

## 公募説明書

平成30年10月15日

館林衛生施設組合

環境施設長期包括運営委託  
公募説明書  
目次

1	募集概要	1
	(1) 公告日	1
	(2) 発注者	1
	(3) 問合せ先	1
2	一般概要	2
	(1) 本運営委託の概要	2
	(2) 運営事業者が実施する業務の範囲	6
	(3) 本組合が実施する業務の範囲	8
3	運営事業者選定の手続	9
	(1) 契約締結までの流れ	9
	(2) 契約締結までのスケジュール	10
	(3) 評価委員会の設置	10
4	募集要項	11
	(1) 募集要項の構成	11
	(2) 募集要項の公表	11
	(3) 公募説明書に関する質問・回答	11
5	応募者の参加資格要件	11
	(1) 応募者の構成等	11
	(2) 応募者の参加資格要件	12
	(3) 参加資格の喪失	14
	(4) 応募者の代表企業、構成員の変更	14
6	参加資格確認（資格審査）	14
	(1) 公募型プロポーザル参加表明書等の提出	14
	(2) 公募型プロポーザル参加表明書等の提出方法	14
	(3) 公募型プロポーザル参加表明書等の受付	14
	(4) 資格審査方法	15
	(5) 資格審査結果	15
	(6) 資格審査結果の説明請求	15
7	資料閲覧	15
8	募集要項（要求水準書等）に関する質問・回答	15
	(1) 質問方法	15
	(2) 回答方法	16

9	競争的対話の実施	16
(1)	提案概要書の提出	16
(2)	提案概要書の受付	16
(3)	競争的対話の実施方法	16
10	優先交渉権者の決定（提案審査）	16
(1)	提案書の構成書類	16
(2)	提案書の提出方法	17
(3)	提案書の受付	17
(4)	参加の辞退	17
(5)	参加の無効	17
(6)	参加にあたっての留意事項	18
(7)	提案書の修正等の禁止	18
(8)	優先交渉権者の決定方法	18
(9)	優先交渉権者決定後の手続	19
11	契約保証金	19
12	特別目的会社の設立	19
(1)	本店所在地	19
(2)	議決権付普通株式	19
(3)	資本金	19
(4)	会計監査人の設置	19
(5)	株式の譲渡に関する制限	20
(6)	その他	20
13	その他	20
(1)	費用負担	20
(2)	著作権等	20
(3)	募集要項の使用の制限	20
(4)	使用言語等	20
(5)	提案審査結果の説明請求	20
(6)	その他	20



## 1 募集概要

本公募説明書は、館林衛生施設組合（以下、「本組合」という。）が管理するたてばやしクリーンセンター（ごみ焼却施設）、いたくらリサイクルセンター（不燃・粗大ごみ処理施設）、めいわエコパーク（最終処分場）（以下まとめて、「本施設」という。）について、環境施設長期包括運営委託（以下、「本運営委託」という。）の応募者の優先交渉権者の選定に当たり、業務を行う能力を持つ応募者のうち、優れた能力を有する運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

### （1）公告日

平成30年10月15日

### （2）発注者

館林衛生施設組合 管理者 須藤和臣

### （3）問合せ先

本運営委託の運営事業者選定における問合せ先、書類の提出先は、次のとおりとする。

名 称：館林衛生施設組合 たてばやしクリーンセンター

担 当：小谷野

住 所：〒374-0043 群馬県館林市苗木町2447-19

T E L：0276-56-4453

F A X：0276-56-4454

E-mail：tate-clean@tatebayashi-eisei.or.jp

## 2 一般概要

### (1) 本運営委託の概要

#### ① 事業名

環境施設長期包括運営委託

#### ② 施設概要

##### a ごみ焼却施設

施設名称		たてばやしクリーンセンター
所在地		群馬県館林市苗木町 2447 番地の 19
敷地面積		約 15,155m <sup>2</sup>
建築構造		鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
建設年度	着工	平成 26 年 7 月
	竣工	平成 29 年 3 月
ごみ焼却施設	処理方法	全連続燃焼式焼却炉
	施設規模	50 t /24h 炉×2 炉 計 100 t /日
	受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	燃焼設備	自動燃焼制御方式（ストーカ式）
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	有害ガス除去：消石灰・活性炭供給 ばいじん除去：ろ過式集じん器 ダイオキシン類除去：活性炭煙道吹込 窒素酸化物除去：無触媒脱硝装置
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピット・アンド・クレーン方式
	排水処理設備	プラント排水：循環再利用無放流 ごみ污水：炉内噴霧（蒸発酸化方式）

##### b 不燃・粗大ごみ処理施設

施設名称		いたくらリサイクルセンター	
所在地		群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 3427 番地の 7	
敷地面積		約 6,835m <sup>2</sup>	
建築構造		鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
建設年度	着工	平成 27 年 7 月	
	竣工	平成 29 年 3 月	
リサイクルセン	施設規模	5t/日	
	処理対象物	不燃・粗大ごみ	
	破砕・選別設備	受入供給	受入ホッパ・供給コンベア
		破砕	ごみ破砕機
		選別	磁力選別機・アルミ選別機・粒度選別機
貯留	鉄類貯留設備、アルミ類貯留設備、不燃残渣貯留設備、可燃残渣貯留設備（ヤード貯留方式）		
排水処理設備	合併浄化槽にて処理後、河川放流		
ヤード棟	貯留管理物	プラスチック類、小型家電類、布類、可燃性（粗大）ごみ、蛍光灯、紙類	
ヤード棟	貯留管理物 （屋外：コンテナ貯留方式）	ペットボトル、鉄類、非鉄類、ガラスびん類、乾電池	

c ストックヤード

運営事業者は下記に示す運用計画に従い、いたくらストックヤードにあっては平成 31 年度から、たてばやしストックヤード（仮）にあっては平成 33 年度から、運営管理を行うこと。

また、たてばやしストックヤード（仮）にかかる運営費については、平成 32 年度中に本組合と協議の上、変更契約を行うため、本事業の委託費からは除外すること。

なお、ストックヤード棟に搬入する平成 33 年度以降の想定搬入量及び品目別保管量については、募集要項うちの要求水準書 別紙 1 を参照すること。

いたくらストックヤード（平成 29 年度実績）（参考）

項目	搬入量 (t/年)	日平均 (t/日)	平成 30 追加 見込 (t/年)
① 紙類	130.7	0.46	—
② 布類	204.9	0.73	—
③ ペットボトル	5.5	0.02	—
④ プラスチック	1,030.5	3.65	92.1
⑤ ガラスびん類	61.4	0.22	—
⑥ 乾電池	26.2	0.09	5.0
⑦ 小型家電	61.6	0.22	25.0
⑧ 蛍光管	6.1	0.02	1.0
⑨ 鉄類	295.2	1.05	—
破砕鉄（破砕設備）	178.6	0.63	—
その他鉄類	116.6	0.41	—
⑩ 非鉄類	48.6	0.17	—
破砕アルミ（破砕設備）	18.0	0.06	—
その他非鉄類	30.6	0.11	—
⑪ 可燃性(粗大)ごみ	160.8	0.57	—

※項目の一部の量は平成 33 年度からたてばやしストックヤード（仮）に搬入される。

d 最終処分場

施設名称	めいわエコパーク	
所在地	群馬県邑楽郡明和町千津井 1019 番地 1	
埋立容量	第 1 期 19,000 m <sup>3</sup> 第 2 期 21,000 m <sup>3</sup> (全体 40,000 m <sup>3</sup> )	
埋立地全体面積	21,307 m <sup>2</sup>	
雨水集排水設備	排水エリア面積 約 2ha	
浸出水集排水設備	集水エリア面積 約 2,700m <sup>2</sup>	
埋立方式	サンドイッチ方式	
埋立対象物	焼却灰、不燃残渣、覆土	
埋立期間	第 1 期 平成 30 年度～平成 36 年度 第 2 期 平成 37 年度～平成 44 年度 (合計 15 年間)	
埋立構造	準好気性埋立構造	
建築構造	鉄骨造	
建設年度	着工	平成 27 年 9 月
	竣工	平成 29 年 11 月
処理水量	5 m <sup>3</sup> / 日	
処理方式	水処理：活性汚泥法処理→凝集沈殿処理→消毒→最終処分場散水 (循環) 汚泥処理：汚泥濃縮→処分場への返送 脱塩設備：電気透析槽→濃縮塩貯留槽→濃縮塩乾燥装置→場外搬出	
放流先	雨水調整池を経て邑楽用水路 (場内の雨水のみ放流)	

e ごみの減量化、再資源化及び再利用化の推進活動

運営事業者は、本組合の実施するイベント等に協力するとともに、ごみの減量化、再資源化及び再利用化の推進活動を提案し、実施すること。



③ 計画処理量

対象施設	処理(搬入)対象物	当初計画処理量 (t/年)	平成29年度実績 (t/年)	平成30年度追加 見込み(t/年)
ごみ焼却施設	可燃ごみ	27,006.2	26,174.1	—
	可燃性粗大ごみ	83.7	81.1	—
	不燃・粗大ごみ処理施設 で選別された可燃物	198.5	269.5	—
不燃・粗大ご み処理施設	不燃ごみ	1,176.3	545.2	—
	不燃性粗大ごみ	243.7	49.1	17.0
ストックヤード棟	プラスチック類	1,375.1	1,030.5	92.1
	小型家電類	58.1	61.6	25.0
	布類	137.8	204.9	—
	可燃性(粗大)ごみ	56.6	160.8	—
	蛍光灯	2.5	6.1	1.0
	紙類	199.3	130.7	—
ストックヤード	ペットボトル	17.2	5.5	—
	鉄類	225.0	116.6	—
	非鉄類	47.8	30.6	—
	ガラスびん類	100.9	61.4	—
	乾電池	26.7	26.2	5.0

④ 委託期間

- a 委託期間： 契約締結日から平成46年3月31日まで
- b 運営準備期間： 契約締結日から平成31年3月31日まで
- c 運営期間： 平成31年4月1日から平成46年3月31日まで
- ごみ焼却施設： 平成31年4月～平成46年3月（15年間）
- 不燃・粗大ごみ処理施設： 平成31年4月～平成46年3月（15年間）
- 最終処分場： 平成32年4月～平成46年3月（14年間）
- たてばやしストックヤード(仮)： 平成33年4月～平成46年3月（13年間）
- d 乖離請求期間： 習熟開始から6か月間

⑤ 提案上限額

本業務は、提案上限額を事前公表する。

提案上限額 8,186,000,000 円

※上記、提案上限額については消費税及び地方消費税の額を含まない。

⑥ 契約の形態

本組合は、運営事業者の本施設の長期包括運営委託を発注し、本業務に係る契約を優先交渉権者と締結する。

## (2) 運営事業者が実施する業務の範囲

### ① 共通事項

- a 運営事業者は、本組合と締結する運営業務委託契約及び本組合の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の運営業務として、受付管理業務、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、防災管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃及び植栽管理業務、事業敷地内の防犯、警備、その他本組合の実施する事業への協力等を含む。）を行う。
- b 運営準備期間中における業務の引継ぎ  
運営事業者は、本業務を行うために必要な業務の引継ぎを既存の運転事業者から引き継ぐこと。
- c 受付・受入管理  
運営事業者は、ごみ搬入において、受付管理、計量業務（台貫用計量カードの発行業務）、案内指示並びに誘導等を行うこと。また、本施設の敷地内において、搬入が安全に行われるように、監視員を配置し、車両の誘導、監視および清掃、更に本組合及び構成団体の立ち合いのもと月1回実施する展開検査に協力を行うこと。
- d 業務終了時の引継  
本組合は、業務期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとするが、運営事業者は、本組合の検討に際して以下の事項に関して協力すること。
  - 1. 所有する図面・資料の開示
  - 2. 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
  - 3. 運営業務全般に係る指導

### ② たてばやしクリーンセンター

- a 運営事業者は、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析を行うこと。
- b 運営事業者は、本施設で処理が不可能な処理不適物について、本組合の指示に従い場内に保管し、本組合が指定する者への引渡しを行うこと。
- c 運営事業者は、ごみピット等で選別・解体で発見された又は生じた、不燃ごみ・粗大ごみ・資源物について、処理可能な物のみ不燃・粗大ごみ処理施設へ運搬し処理を行うこと。
- d 運営事業者は、本施設より発生する焼却灰及び飛灰処理物を本組合の指定する運搬業者の車両へ積込ならびに本組合の所有する最終処分場への運搬・処理・処分を行うこと。

### ③ いたくらしサイクルセンター

- a 運営事業者は、不燃・粗大ごみ処理施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析を行うこと。
- b 運営事業者は、本施設で処理が不可能な処理不適物について、本組合の指示に従い場内に保管し、本組合が指定する者への引渡しを行うこと。
- c 運営事業者は、リサイクル棟等で選別・解体で発見された又は生じた、可燃ごみ・可燃性

粗大ごみについて、処理可能な物のみ、ごみ焼却施設へ運搬し処理を行うこと。

d 運営事業者は、不燃・粗大ごみ処理施設から発生する可燃残渣、不燃残渣、破碎鉄、破碎アルミについて、ごみ焼却施設への運搬または貯留管理を行うこと。

④ めいわエコパーク

a 運営事業者は、最終処分場の埋立ならびに覆土作業を行うこと。

b 運営事業者は、埋立の進行に伴い必要となる施設整備を実施すること。

c 運営事業者は、本組合の実施する第2期埋立予定地の増設工事に協力を行うこと。

d 運営事業者は、運営期間中に埋立が完了した場合、関係法令に基づき埋立完了後の施設管理を行うこと。

⑤ その他関連業務

a 市町、学校等の見学者対応

b ごみ処理手数料納付書発送

(3) 本組合が実施する業務の範囲

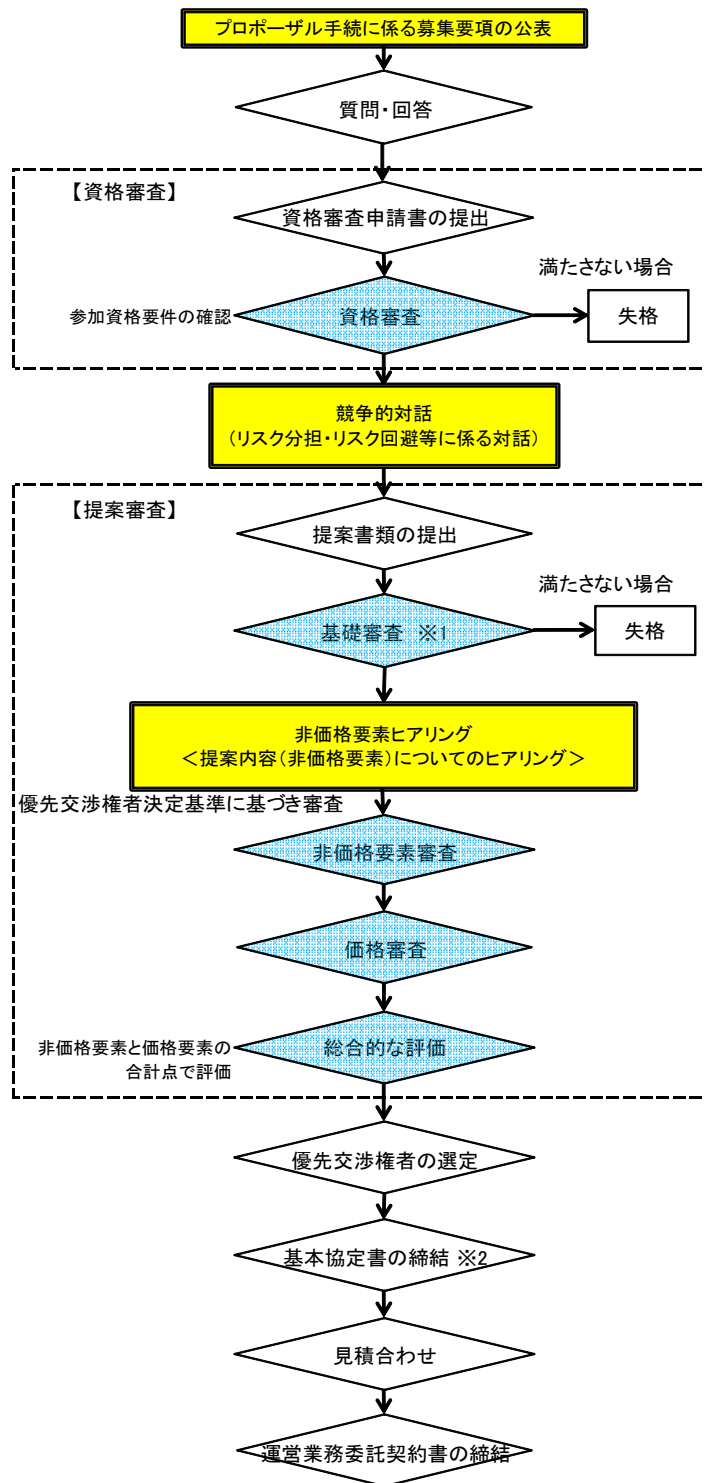
本組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- ① 搬入管理業務
  - a 受入拒否の最終判断
  - b 料金徴収業務
- ② 運転管理業務
  - a 不適物（本施設の処理困難物）の搬出・運搬業務
  - b 搬出物の最終処分業務（事前協議、事務手続き含む）
- ③ 維持管理業務
  - a たてばやしクリーンセンター内の組合諸室管理（倉庫、会議室等）
  - b 組合の使用する事務用品の備品管理
  - c 代表電話受付
  - d 修繕などの実施状況の確認
  - e 手数料未払業者への催促
- ④ モニタリング
  - a 本施設の運営状況のモニタリング
- ⑤ 情報管理業務
  - a 関係法令届出書類の確認
  - b 公共物使用許可手続き
  - c 公文書の管理
  - d 各種検査報告の確認
  - e 一般廃棄物処理基本計画・実施計画の作成
  - f 環境測定結果の確認
- ⑥ その他関連業務
  - a 各種関係団体への報告
  - b 見学者への対応（行政、議員視察）
  - c 地元自治会への対応
  - d 安全衛生管理（労働安全衛生パトロール、定例会議、作業環境整備等）

### 3 運営事業者選定の手続

#### (1) 契約締結までの流れ

公募公告から契約締結に至るまでの流れは図1のとおりであり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行う。



※1 基礎審査 要求水準書に示されている基本内容の確認 等

※2 特別目的会社（SPC）を設立する場合のみ

図1 契約締結までの流れ

## (2) 契約締結までのスケジュール

公募公告から契約締結に至るまでのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールは、応募書類提出の状況、審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

No.	項目	日程
1	公募の公告	平成30年10月15日（月）
2	募集要項の配付開始	平成30年10月15日（月）
3	公募説明書に係る質問の受付締切	平成30年10月22日（月）
4	公募説明書に係る質問への回答	平成30年10月29日（月）
5	公募型プロポーザル参加表明書等の受付締切	平成30年11月 5日（月）
6	資格審査の実施	平成30年11月 9日（金）
7	資格審査の結果の通知	平成30年11月 9日（金）
8	募集要項〔要求水準書等〕に関する質問受付締切	平成30年11月 9日（金）
9	募集要項〔要求水準書等〕に関する質問への回答	平成30年11月16日（金）
10	提案概要書の提出締切	平成30年11月21日（水）
11	競争的対話（提案概要書の質疑応答）	平成30年11月21日（水） ～30日（金）
12	提案書〔運營業務委託提案書・見積書・価格提案書〕の提出締切	平成30年12月14日（金）
13	基礎審査の実施	平成30年12月下旬
14	非価格要素のヒアリング・総合的な評価の実施	平成31年 1月下旬
15	優先交渉権の決定	平成31年 1月上旬
16	基本協定の締結 ※SPCを設立する場合のみ	平成31年 2月下旬
17	特別目的会社（SPC）の設立 ※SPCを設立する場合のみ	16の後速やかに
18	契約詳細の協議	平成31年 3月中旬
19	見積合わせ	平成31年 3月下旬
20	契約の締結	平成31年 3月下旬

## (3) 評価委員会の設置

本組合は、優先交渉権者の審査を実施するにあたって、評価委員会を設置する。なお、応募者が優先交渉権者決定前に、評価委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## 4 募集要項

### (1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から⑦までの書類により構成される。募集要項は、応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 公募説明書
- ② 要求水準書
- ③ 特定部品リスト
- ④ 基本協定書
- ⑤ 運營業務委託契約書案
- ⑥ 優先交渉権者決定基準書
- ⑦ 様式集

### (2) 募集要項の公表

募集要項は以下のとおり公表する。

- ① 日時：平成30年10月15日（月）
- ② 方法：本組合のホームページに公表する。

### (3) 公募説明書に関する質問・回答

公募説明書に関する質問・回答を①及び②のとおり実施する。

#### ① 質問方法

質問のある者は、公募説明書に関する質問書（様式1）にその内容を簡潔に記載し、電子メールアドレス宛に送信することとする。

原則として、郵送（書留）、口頭、電話等による質問は受け付けない。

#### ② 受付期間

平成30年10月15日（月）から平成30年10月22日（月）午後4時まで

#### ③ 回答方法

本組合が、平成30年10月29日（月）までに本組合のホームページにおいて回答する。

## 5 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本組合は、応募者の資格の確認を行うために、資格審査を行う。

### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、業務を実施する予定の複数企業で構成される応募グループ（各々の履行実績は単体請負に限る）または応募企業（同一の地方公共団体等のごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、最終処分場の元請としての履行実績を有する単独企業）

とする。

- ② 応募グループにあっては、ごみ焼却施設の運営を担う企業が代表企業として応募  
手続を行うものとする。
- ③ 各施設の運營業務を担う企業が異なる場合は、特別目的会社（SPC）を設立するこ  
ととし、共同企業体としての参加は認めない。なお、単独企業により、運營業務を  
実施する場合は、特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。また、特別目的会社  
（SPC）を設置する場合において、運營業務の構成員の出資は必須とする。
- ④ 代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、  
特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 応募企業または応募グループの構成員が、他の応募企業または応募グループの構  
成員となることは認めない。
- ⑥ 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業または応募グループの構  
成員となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。

## （2）応募者の参加資格要件

応募企業及び応募グループの構成員は、次の①に定める参加資格要件をすべて満たす  
ものとする。また、②、③、④の各業務を担う応募企業及び応募グループの構成員は、  
それぞれ⑤、⑥の各参加資格要件を満たすものとする。



① 参加資格要件

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- b 当該年度の館林市・板倉町・明和町のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、館林市、板倉町、明和町から指名停止を受けていない者であること。
- d 館林市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年館林市告示第 29 号）、板倉町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 3 月 22 日告示第 20 号）及び明和町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 3 月 1 日訓令第 1 号）に該当しない者であること。
- e 参加表明者が次のいずれにも該当する者でないこと。
  - 1. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
  - 2. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者
  - 3. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- f 平成 30 年 3 月 31 日時点で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評点値（P 点）が 1,000 点以上であること。
- g 本事業に関する本組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にあるものまたはこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

② ごみ焼却施設の運営を担う企業の参加資格要件

地方公共団体の管理する本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、ストーカ式焼却方式、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、平成30年3月31日時点で3年以上の包括運営（※）の履行実績を2件以上有していること。

③ 不燃・粗大ごみ処理施設の運営を担う企業の参加資格要件

地方公共団体の管理する本施設と同種同規模程度の不燃・粗大ごみ処理施設等において、平成30年3月31日時点で3年以上の包括運営（※）の履行実績を2件以上有していること。

④ 最終処分場の運営を担う企業の参加資格要件

本施設と同規模程度の最終処分場において、平成30年3月31日時点で1年以上の包括運営（※）の履行実績を1件以上有していること。

⑤ 本施設の運営を担う企業の技術者配置要件

- a 運営事業所長もしくは運営事業副所長は、廃棄物処理施設技術管理者の資格かつごみ焼却施設の業務従事経験を有する者を配置すること。
- b 本施設の運営部分について、②、③、④で挙げた各施設の運転責任者は、包括運営の履行

実績の施設で業務従事経験を有する者を配置すること。なお、本契約までに事前業務等行える体制とすること。

⑥ 本施設の維持管理を担う企業の技術者配置要件

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事における監理技術者または主任技術者を専任で常駐できる者を配置すること。

※包括運営とは、「処理対象物の受入（収集を除く）、施設の運転・維持管理・修繕、環境規制項目の測定、場内で使用する薬品の購入、場内清掃」すべてを含む業務をいう。

(3) 参加資格の喪失

応募企業及び応募グループの構成員が、公募公告日から資格審査申請日までの間に「5、(1) 応募者の構成等」～「5、(2) 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

(4) 応募者の代表企業、構成員の変更

応募者の代表企業、構成員の変更は、原則として認めない。ただし、代表企業、構成員が分社化や合併等により企業名を変更した場合など、特段の事情があると本組合が認めた場合は、協議を行い、変更してもなお「5、(1) 応募者の構成等」～「5、(2) 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を満たすことを本組合が確認し、本組合が当該変更を妥当と認めたときは、その変更を認める。

6 参加資格確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、本組合の審査を受ける。

(1) 公募型プロポーザル参加表明書等の提出

応募者は、「5、(1) 応募者の構成等」～「5、(2) 応募者の参加資格要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、公募型プロポーザル参加表明書及び資格証明書類（以下、「公募型プロポーザル参加表明書等」という。）を本組合に提出しなければならない。公募型プロポーザル参加表明書等として提出する書類は、別途、提示している様式集のとおりとする。（様式2-1）

(2) 公募型プロポーザル参加表明書等の提出方法

公募型プロポーザル参加表明書等は、各3部（正本1部、副本2部）を持参又は郵送（書留）により提出する。

なお、正本1部には押印することとし、副本の鑑は正本のコピーとする。

(3) 公募型プロポーザル参加表明書等の受付

- ① 受付期間：平成30年10月15日（月）から平成30年11月5日（月）まで  
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く）

- ② 受付時間：午前9時から午後4時まで（ただし、12時から13時までを除く）  
ただし、受付後の参加表明書は返却できない。

#### （4）資格審査方法

応募者の資格審査は、提出された公募型プロポーザル参加表明書等に基づき本組合が書類審査を行う。

#### （5）資格審査結果

資格審査結果は、平成30年11月9日（金）以降、各応募者へ通知する。

#### （6）資格審査結果の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかった応募者は、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

##### ① 説明請求の期日等

資格審査結果の理由の説明を求める場合には、書面（書式は自由）を郵送で提出すること。

##### ② 受付期間

本組合が資格審査結果通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内  
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

##### ③ 説明請求に対する回答

説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面で回答する。

## 7 資料閲覧

応募者は、応募書類を作成するにあたっての参考図書として、本組合が必要と認める資料を閲覧することができる。参考図書の閲覧を希望する者は、希望日の3日前の午後4時までに電子メールアドレス宛て及びFAX宛てに視察の申し込みを行う。

- ① 資料閲覧平成30年10月16日（火）から平成30年10月24日（水）まで  
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

## 8 募集要項（要求水準書等）に関する質問・回答

募集要項（要求水準書等）に対する質問・回答を（1）及び（2）のとおり実施する。質問者の独自の提案等にかかる回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。

### （1）質問方法

質問のある者は、募集要項（要求水準書等）に関する質問書（様式4-2）にその内容を簡潔に記載し、電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み

または郵送（書留）、口頭、電話等による質問は受け付けない。

受付期間：平成30年11月1日（木）から平成30年11月9日（金）午後4時まで

## （2）回答方法

本組合が、回答を作成し、平成30年11月16日（金）までに本組合のホームページにおいて回答する。

## 9 競争的対話の実施

本業務における本組合の意図が提案書に反映されるように、本組合及び参加資格を得た応募者で競争的対話を実施する。

### （1）提案概要書の提出

競争的対話を実施するにあたり、応募者は提案内容について次に示す3項目それぞれについてA4用紙2枚以内で提案概要書を作成し、正本1部、副本11部ならびにCD-R/DVD-Rで副本の写し1部（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2010以上）を持参又は郵送（書留）により提出すること。

- ①事業継続性についての考え方
- ② 運営・管理業務についての考え方
- ③地域・社会・環境への貢献についての考え方

### （2）提案概要書の受付

- ① 受付期間：平成30年11月21日（水）まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 受付時間：午前9時から午後4時まで（ただし、12時から13時までを除く）  
ただし、受付後の提案概要書は返却できない。

### （3）競争的対話の実施方法

本組合は、提案概要書に基づき独自提案等についての質問を面接方式により実施する。なお、競争的対話を実施する日程については、本組合から、応募企業へメール等により通知を行う。

## 10 優先交渉権者の決定（提案審査）

### （1）提案書の構成書類

応募者は、提案書を提出すること。

提案書の構成は、次のとおりとする。提案書は、様式集に沿って作成するものとし、様式内に別途指示がある場合を除き、提案書に応募者を直接的に特定できる記述を行わないこと。

- ① 非価格要素提案書（様式 5 - 1）
- ② 価格提案書（様式 5 - 2）
- ③ 運營業務委託提案書（様式 5 - 3）
- ④ 業務計画書（様式 5 - 4）
- ⑤ 業務分担届出書（様式 5 - 5）

## （2）提案書の提出方法

提案書については、正本1部、副本11部ならびにCD-R/DVD-Rで副本の写し1部（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2010以上）を準備し、持参か郵送（書留）により提出すること。ただし、価格提案書にあっては、封筒に封緘を行い提出すること。

## （3）提案書の受付

- ① 受付期間：資格審査結果通知後から平成 30 年 12 月 14 日（金）まで  
（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 受付時間：午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く）

## （4）参加の辞退

応募者は、提案書の受付締切日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式 6）を本組合に提出することとし、提出先にあつては「1、（3）問い合わせ先」、提出期間にあつては「10、（3）提案書の受付」に示す。なお、参加辞退届は郵送（書留）または持参すること。

## （5）参加の無効

次のいずれかに該当する場合、参加は無効とする。

- ① 参加資格を有していない者が応募したとき
- ② 提案書が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- ③ 同一事項の応募について 2 通以上の提案書を提出したもの
- ④ 他人の代理人を兼ね、または 2 人以上の代理をしたもの
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為による応募をしたとき
- ⑥ 応募に関し不正の行為があつたとき
- ⑦ 価格提案書に記載された金額、名称等または印影が認知し難いとき
- ⑧ 価格提案書に記載された金額が「2、（1）本運営委託の概要」に示す業務積算額を超過したもの
- ⑨ その他公募条件に違反したとき
- ⑩ 「5、（3）参加資格の喪失」に示す事項があつたとき

#### (6) 参加にあたっての留意事項

参加にあたっては、応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募者を募集手続に参加させずまたは募集手続の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本組合が必要と認めたときは、募集手続を延期または中止し、もしくは取り消すことがある。

#### (7) 提案書の修正等の禁止

提案書の提出後の修正、差し替え、再提出または撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、本組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

#### (8) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者決定基準書に基づき、次の①から④までの手続を経て優先交渉権者を決定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

##### ① 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

##### ② 非価格要素審査

①の基礎審査を通過した応募者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

なお、非価格要素審査にあたっては、提案内容に関する理解を深めるため、ヒアリングを実施する。

##### ③ 価格審査

本業務は、「2、（1）本運営委託の概要」に示す提案上限額を超過していない範囲である応募者の提案価格を、優先交渉権者決定基準書に定める価格審査点算出式により価格審査点を算定する。

##### ④ 優先交渉権者の決定

②で決定した非価格要素審査点と③で決定した価格審査点から優先交渉権者決定基準書に定める総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引により優先交渉権者を決定する。

##### ⑤ 優先交渉権者の失格

応募者を構成する企業が、優先交渉権者決定から契約締結までに、本組合との運營業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

a 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1項または第19条に違

反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合

- b 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人もしくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合

#### (9) 優先交渉権者決定後の手続

優先交渉権者決定後、本施設の運営を担う企業は、次の①から③までの手順に基づき本業務の契約に向けた協議を本組合と行う。なお、優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、総合評価点の高い応募者から順に契約協議を行う。

##### ① 運營業務委託契約の協議

本組合と優先交渉権者は、運營業務委託契約の締結のために協議を実施する。なお、協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

##### ② 見積合わせ

本組合と優先交渉権者は、契約詳細の協議後、見積合わせを実施する。

##### ③ 契約の締結

本組合と優先交渉権者は、運營業務委託契約を締結する。

#### 1 1 契約保証金

本公募において、契約保証金は契約金額の150分の1とする。

#### 1 2 特別目的会社の設立

本業務において特別目的会社を設立する場合、優先交渉権者は、契約締結後速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社を設立するものとする。特別目的会社の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

##### (1) 本店所在地

本店所在地を群馬県館林市内とする。ただし、本施設所在地を本店所在地として登記することはできない。

##### (2) 議決権付普通株式

優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から業務期間を通じて100分の50を超えるものとする。

##### (3) 資本金

運営事業者は、本施設の運営開始日から事業期間を通じて、特別目的会社の資本金は1億円以上とし、運営事業者が提案した資本金を維持すること。

##### (4) 会計監査人の設置

特別目的会社の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。

#### (5) 株式の譲渡に関する制限

特別目的会社の株主は、本組合の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

#### (6) その他

本業務以外の業務を兼業することはできないものとする。特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本組合にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

### 1 3 その他

#### (1) 費用負担

契約締結に至る上記全ての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

#### (2) 著作権等

提出された提案書の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本業務において公表が必要と認めるときは、本組合は、提案書の全部または一部を無償で使用することができる。

#### (3) 募集要項の使用の制限

本組合から提示された募集要項は、本公募への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しない。

#### (4) 使用言語等

本業務に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

#### (5) 提案審査結果の説明請求

提案審査の結果、優先交渉権者とならなかった応募者は、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

##### ① 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、郵送で書面（書式は自由）を提出することとする。

受付期間：本組合が公表した日の翌日から起算して7日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く）

##### ② 請求に対する回答

説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面で回答する。

#### (6) その他

本公募に参加する応募者が1者であった場合にも、本公募を有効とする。